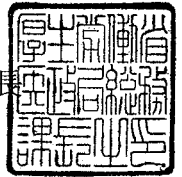




医政総発第0331005号
平成18年3月31日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療法施行規則の一部を改正する省令について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

別記の団体

- 社団法人 日本医師会
- 社団法人 日本医療法人協会
- 社団法人 全日本病院協会
- 社団法人 全国自治体病院協議会
- 社団法人 日本精神科病院協会
- 社団法人 日本病院会

医政総発第0331002号
平成18年3月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療法施行規則の一部を改正する省令について

昨年12月8日にとりまとめられた社会保障審議会医療部会の意見書「医療提供体制に関する意見」において、医療の安全対策の推進の観点から、特定機能病院の入院患者数に係わる看護職員の人員配置の基準を引き上げることが提言されたことを受け、今般、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第98号。以下「改正省令」という。別添参照。）により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正し、下記のとおり、特定機能病院に係る看護師の人員配置基準を見直すこととしました。

改正省令については、本年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、制度の趣旨をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をお願いいたします。

記

別添の新旧対照表のとおり、規則第22条の2第1項第4号を改正し、特定機能病院の入院患者に係る看護師の人員配置基準を「2.5：1」から「2：1」に引き上げること。

医療法施行規則の一部を改正する省令について

平成18年3月

医政局総務課

1. 改正の趣旨

医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院の入院患者数に係る看護師の人員配置の基準を引き上げるもの。

2. 改正の内容

昨年12月8日にとりまとめられた社会保障審議会医療部会の意見書「医療提供体制に関する意見」において、特定機能病院の入院患者数に係る看護職員の人員配置の基準を引き上げることが提言されたことを受け、医療の安全対策の推進の観点からの特定機能病院における手厚い看護職員配置の必要性を踏まえ、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第22条の2第1項第4号に規定する特定機能病院の入院患者数に係る看護師の人員配置の基準を「2.5 : 1」から「2 : 1」に引き上げるもの。

3. 施行日

平成18年4月1日

改 正 後	現 行
<p>第二十二條の二 法第二十二條の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 看護師及び准看護師 入院患者（入院している新生児を含む。）の数が二又はその端数を増すごとに一と外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてははそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>五 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第二十二條の二 法第二十二條の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 看護師及び准看護師 入院患者（入院している新生児を含む。）の数が二・五又はその端数を増すごとに一と外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてははそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>五 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

附則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に受けた介護に係る介護料の額については、なお従前の例による。

〇厚生労働省令第九十六号

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百七十六條の二第一項に基づき、厚生年金基金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生年金基金規則の一部を改正する省令(昭和四十一年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十五條第一項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 令第五十五條の四第二項第三号に掲げる収入支出の増減の見込額を記載した書類

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第九十七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)の一部の施行に伴い、並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和三十一年政令第二百四十八号)第十四條第一項(同令第三十三條第一項において準用する場合を含む。)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第九十三條第四項の規定に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令

(労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正)

第一条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則(昭和三十一年労働省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項及び第二項中「三級」を「二級」に改める。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部改正)

第二条 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和四十七年労働省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「六級」を「四級」に、「四級」を「三級」に、「三級」を「二級」に改める。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第九十八号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十二條の二第一号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第九十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七條第一号から第四号までの規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項第二号中「及び第五号」を「第五号及び第七号」に、又は「短期大学」を「短期大学又は専修学校の専門課程(修業年限一年以上のものに限る。)」に改め、同項に次の二号を加える。

六 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限四年以上のものに限る。次号、次項第三号及び第三項第三号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者

七 学校教育法による専修学校の専門課程において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

第一条第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 学校教育法による専修学校の専門課程において基礎科目を修めて卒業した者

第一条第三項中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号から次の一号を加える。

三 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した者

第二条第十二号中「介護保険施設」の下に「及び地域包括支援センター」を加える。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第一百号

健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令及び健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令附則第二項に規定する厚生労働大臣が認める事業を定める省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令及び健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令附則第二項に規定する厚生労働大臣が認める事業を定める省令を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令(平成十二年厚生労働省令第九十八号)

二 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令附則第二項に規定する厚生労働大臣が認める事業を定める省令(平成十三年厚生労働省令第九十九号)

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第一号

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十五條第一項の規定に基づき、公営住宅法第四十五條第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

公営住宅法第四十五條第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五條第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条に次の各号を加える。

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五條第十六項に規定する共同生活援助を行う事業(精神障害者又は知的障害者に対して行うものに限る。)

三 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)第八條第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体がその事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。)

第二条第五号中「第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者で、同法第七條第十五項を「第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第八條第十八項」に改め、もの」の下に「又は同法第五十四條の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第八條の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの」を加える。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

〇農林水産省令第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八條第三項並びに第八十七條の三第七項、第四十二條及び第五十五項の規定に基づき、並びに同法を施行するため、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

農林水産大臣 中川 昭一

土地改良法施行規則の一部を改正する省令